

【概要版】

# 阿久根市 第2次地域福祉計画

「つながり」と「支え合い」で築く笑顔のまち あくね



## 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、障がいの有無や年齢に関係なく、お互いに支えあい、助けあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会を皆で築いていく取組のことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促し、みんなが安心して暮らす「ともに支えあう地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

令和8年3月  
阿久根市

# 阿久根市第2次地域福祉計画

## 1 策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や単身世帯の増加により、生活課題は複雑化・多様化しています。家族や地域のつながりが弱まり、孤立や不安を抱える人も増えています。

介護と育児を同時に担う世帯や、ひきこもりの長期化による「8050 問題」など、複合的な課題も顕在化しています。

こうした課題に対応するためには、地域コミュニティの役割を見直し、居場所づくりや人とのつながりを育むことが重要です。分野を超えて関係者が連携し、地域全体で支え合う仕組みが求められています。

国は「地域共生社会」の実現を掲げ、世代や分野を超えて人と資源がつながり、住民が主体的に参画する仕組みを推進しています。

こうした社会的な変化や課題に対応するため、阿久根市ではこれまで第1次地域福祉計画に基づく取組を進めてきました。

この度、第1次地域福祉計画の期間満了を迎えたことから、新たに第2次地域福祉計画を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

地域福祉計画とは、本市が個別に高齢者、児童、障がい者、その他福祉に関する各分野の上位計画とし策定するものです。

また、市が策定する「地域福祉計画」と阿久根市社会福祉協議会が策定することとなっている「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉を推進していくという共通の理念を持って策定されます。

## 3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としています。本計画の期間は5年間ですが、国や県等の動向、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4 計画の基本理念と体系図

本市では、地域の住民一人ひとりがつながり、地域の共生のために支え合って、いつまでも笑顔で暮らせる地域づくりを目指していくために、本市の地域福祉計画の基本理念と、それに基づく計画の体系を次のとおり設定し、計画を推進します。

### 基本理念

「つながり」と「支え合い」で築く  
笑顔のまち あくね

#### 基本目標1 一人ひとりがつながる地域づくり

- 1 交流とコミュニティ活動の推進
- 2 福祉を「知る」「学ぶ」機会の充実

#### 基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり

- 1 地域福祉活動の担い手の育成
- 2 社会参加の促進
- 3 支え合いネットワークの推進

#### 基本目標3 誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり

- 1 適切なサービスを利用できる仕組みづくり
- 2 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり
- 3 人権尊重と権利擁護の推進
- 4 地域における安全対策と災害時の支援体制

## 5 計画の推進

本計画では、3つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに、住民、地域、社会福祉協議会、市行政が取り組むことを決めました。

### 基本目標 1 一人ひとりがつながる地域づくり

- 1 交流とコミュニティ活動の推進
- 2 福祉を「知る」「学ぶ」機会の充実

#### みんなで取り組むこと（主なもの）

- 行事等に参加する際、隣近所や知り合いに積極的に声をかけましょう。
- 福祉サービスの内容等に関し、広報紙やホームページ等から積極的に情報を得ましょう。
- 健康づくり講座や医療・福祉に関する講演会等に積極的に参加しましょう。
- 地域において出前講座や生涯学習講座の開催を企画し、参加しましょう。
- 社会福祉法人等が行う地域行事に参加し、身近な施設の事業内容について理解を深めましょう。
- 地域で活動している団体やボランティア等の活動内容を知り、参加したい活動を見つけましょう。

#### 市や関係団体等が連携して取り組むこと（主なもの）

- 自治会への加入促進に向けて、活動内容の周知を行うとともに、区長連絡協議会など関係団体と連携し、地域住民の理解と参加を促進します。
- 福祉サービスに関するガイドブックの作成に取り組み、わかりやすい制度の周知に努めます。
- 市民の関心の高い事項や興味を持てる各種講演会等の企画に取り組みます。
- 多様なテーマに対応しながら、関係機関・関係課と連携して内容を検討し、継続的な開催に取り組みます。
- 各学校へ福祉教育や体験学習等様々な取組を周知するとともに、総合的な学習の時間や特別活動等の時間において福祉体験活動を充実させていきます。

## 基本目標 2 地域福祉を支える担い手づくり

- 1 地域福祉活動の担い手の育成
- 2 社会参加の促進
- 3 支え合いネットワークの推進

### みんなで取り組むこと（主なもの）

- 社会福祉協議会が主催するボランティア養成講座へ参加し、ボランティアに関する知識の習得を目指しましょう。
- これまで積み上げてきた経験や知識を地域の中で生かせるイベントや行事を開催しましょう。
- 地域で世代を超えた交流の機会の場づくりを行い、子どもから大人までの参加を促進しましょう。
- 行事の種類に応じて、その運営や企画段階から住民の参加を募りましょう。
- 独居高齢者等の支援が必要な人の情報を地域で共有する機会を設けましょう。
- 認知症の正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲の手助けをしましょう。

### 市や関係団体等が連携して取り組むこと（主なもの）

- ボランティアの種類や経験に応じた講座や研修会を実施し、地域住民のボランティア活動への参加の機会を創出します。
- 社会福祉協議会ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動等住民による福祉活動を幅広く支援します。
- 地域のニーズ調査を行いながら、課題の改善に向けた検討を進めます。
- 自治会、さわやかクラブ、子ども会などの円滑な運営を支援します。
- ボランティアやNPO法人等の活動への理解が得られるよう、市民に対し情報提供や周知を図ります。
- 認知症の人や家族が安心して暮らし続けられるよう、あくね認知症見守りネットワーク事業を推進します。

## 基本目標 3 誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり

- 1 適切なサービスを利用できる仕組みづくり
- 2 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり
- 3 人権尊重と権利擁護の推進
- 4 地域における安全対策と災害時の支援体制

### みんなで取り組むこと（主なもの）

- 悩み事や心配事を一人で抱え込まず、周囲の人に相談しましょう。
- 生活困窮者自立支援制度の理解を深めましょう。
- 虐待の態様や種類に関して、正しい知識を得ましょう。
- 市や社会福祉協議会等の団体から発信される情報を共有し、必要な人に伝えましょう。
- 人権や福祉に関する講演会やイベント等へ積極的に参加しましょう。
- 消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう。
- 地域の自主防災組織の活動や防災に関する訓練、講座等に参加しましょう。

### 市や関係団体等が連携して取り組むこと（主なもの）

- 相談員のスキルアップや相談機会を拡充し、気軽に相談できる窓口の体制づくりを進めます。
- 生活困窮者自立支援制度のさらなる周知と、社会福祉協議会及び関係機関との連携を図り、対象者の早期発掘と制度の活用による困窮からの早期の脱却を目指します。
- 他のイベントに合わせた広報活動のほか、広報紙等も活用し、人権擁護に関する広報に努めます。
- 人権啓発イベントや男女共同参画に係る広報・啓発活動を充実し、共に生きる社会の実現に努めます。
- 高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺等について、消費生活相談などを通じて被害防止に努めます。
- 防災訓練等を通じて、消防、警察など防災関係機関と連携し、災害時の初動体制の強化に努めます。

## 6

# 阿久根市再犯防止推進計画

### 【再犯防止推進計画策定の趣旨】

全国の刑法犯の認知件数は平成 14 年をピークに減少し、令和 3 年には戦後最少となりました。また、令和 4 年 3 月に公表された内閣府の世論調査では、8 割を超える国民が現在の日本は治安が良く安全で安心して暮らせる国だと回答しています。

他方、初犯者数の減少により再犯者率は上昇傾向にあり、令和 3 年には 48.6% となっています。

政府は再犯防止を重要な政策課題と位置付け、国・地方公共団体・民間協力者等の連携による施策を推進し、令和 5 年 3 月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、「息の長い」支援と「地域の支援連携拠点」の構築が示されています。

阿久根市では、この国の方針を踏まえ、地域福祉計画と一体的に策定し、地域の実情に応じた再犯防止施策を展開するため、「阿久根市再犯防止推進計画」を策定します。

### 【再犯防止推進計画の取組】

阿久根市では、国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、次の 5 つの課題を設定し、再犯防止に向けた取組を推進します。

- (1) 国、県及び民間団体等との連携強化
- (2) 就労及び住居の確保
- (3) 保健医療及び福祉サービスの利用促進
- (4) 非行の防止と学校及び矯正施設等と連携した  
修学支援の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報及び啓発活動の促進

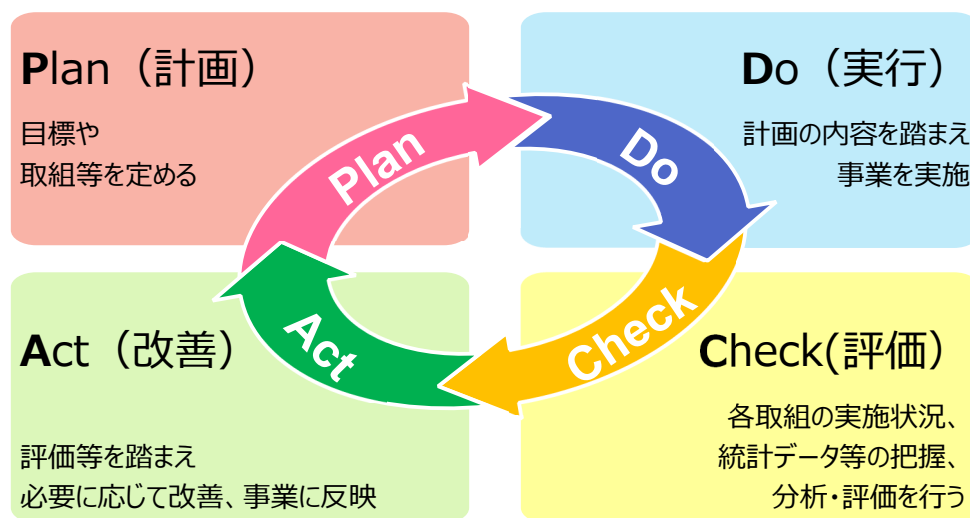
## 7 計画の推進に向けて

### 【計画の進行管理】

本計画は、「阿久根市まちづくりビジョン」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画でもあります。

本計画の実効性を確認するため、計画の進捗状況を定期的に点検・評価するとともに、社会状況や国の福祉制度の状況を把握し、見直し・改善を行うなど適切な進行管理に努めます。

計画の進捗状況の点検・評価については、PDCAサイクルの考え方に従って、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進し、次期計画へとつなげていきます。



### 阿久根市第2次地域福祉計画【概要版】

発行：阿久根市役所 福祉課

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

TEL (0996) 73-1240 FAX (0996) 73-0297